

## 488 中央大学経済学会

〔『法学新報』第28卷3(317)号 大正7年3月1日〕

○中央大学経済学会 本学経済学会は去月九日午後六時より会長桑田熊藏博士の出題に係る「政府か同盟罷工に干渉するは正当なりや」なる討論問題に付き本学年度第二回の例会を開催したり会する者百余名近來稀に見る盛会なりき定刻桑田会長の出場あるや竹村熊四郎君登壇し歐洲大戦乱より吾人の受けたる教訓は少なからず中にも露國大革命は為政者の社会問題に対する誤れる思想か如何に国を害し民を禍するものなるかを吾人に教へたる活教訓にあらずや戦後に於ける社会運動の盛衰に付ても其か戦前に比して一層重大視せらるべきを信して疑はず此時に當り近時此種運動の漸く大ならんとする傾向ある吾国に於ても同盟罷工に対する政府干渉の是非を研究するか如きは最も緊要

なる問題の一なりと信すと開会の辞を述べそれより直に討論に入る先づ経済科二年級成相淑君登壇し本問題は觀察方面の如何に依りては種種異なる結論を生ずへく一概に論断するを許さずと論し同二年級佐藤甚二郎君は同盟罷工は多くの場合に於て「サンジカリズム」を隨伴するか故に政府は宜しく干渉すべしと主張し経済科三年級飯森徳右衛門君は同盟罷工は商品売買に於て価格の協定不調の為め商人か商品の売渡を拒絶すると其性質を同うす故に原則として干渉すへからずと断定を下し唯例外として社会一般の公益に大なる影響を与ふべきものに付き干渉するの止むを得ざる場合ありとし都市に於ける水道、電灯、交通機関等に例を求めて説明し経済科三年級小島篤藏君は我国現状は多くの場合に於て同盟罷工は不健実にして暴挙を伴ふを常とす政府は宜しく取締的干渉を為すへしと述へ同三年級坂本慶一君は同盟罷工に暴挙あるときは之あるを理由として干渉すべく健実なる同盟罷工に干渉するは不可なりと断し更に進て同盟罷工を健実ならしめんと欲せは職工組合の奨励を為さざるへからずと結び高等研究科中村弘君は討論者の殿将として登壇し現行法上同盟罷工に政府が干渉するの可否は議論の余地なし何となれば治安警察法第十三条は干渉を命じ居れはなり唯然しながら政策論としては議論の余地あるへしと前提し國民經濟上及び社會政策上より干涉の不可なる所以を論して降壇す最後に桑田會長登壇せられ討論の批評を為し更に本問題の研究上有益なる内外の資料を提供せられ進て学生諸君は同盟罷工に対する一般社会の誤れる思想を除く為めに努力せざるへからず治安警察法

第十三条は改正の必要ありと信すと述へられる以上を以て討論を終りたるを以てそれより茶話会に移り会員の五分間演説並に余興等ありて歓談笑話湧くか如き裡に其閉会を告げたるは午後九時半なりし（委員報）